

【かんぽ生命が実施する募集人資格に係る処分】

1 特定事案調査

- 法令違反は309件(410人)、社内ルール違反は3,315件(2,212人)となっており、募集人資格処分確定は2,585人、不服申立期間中など処分判定中が37人。
- 募集人資格処分確定者の内訳は、業務廃止が49人(他事案9人、退職者35人の業務廃止相当含む)、1カ月から6カ月の業務停止が1,085人、2週間又は3週間の業務停止が1,451人。

(8月19日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者※
法令違反 410人	業務廃止	43人
	3又は6カ月 嚴重注意	363人
	不服申立中など処分判定中	4人
社内ルール違反 2,212人	業務廃止	6人
	1～6カ月 嚴重注意	722人
	2又は3週間 処分免除	1,451人
	不服申立中など処分判定中	33人

※ 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

2 多数契約調査 (昨年より実施している事案※1)

- 業務廃止は77人(退職者7人の業務廃止相当含む)、2人に対して3カ月または6カ月の業務停止。

(8月19日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者※2
法令違反 79人	業務廃止	77人
	3又は6カ月 嚴重注意	2人

※1 2019年6月27日プレスリリース参照。

※2 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

【日本郵便が実施する人事処分(就業規則に基づく懲戒処分)】

- 前回公表時以降、募集人に対する懲戒処分を413人に対し実施(累計603人)【特定事案全体の22.5%、多数調査全体の26.6%】
- 当時の管理者に対する懲戒処分を229人に対し実施(累計236人)

■ 募集人の処分状況 (特定事案調査・多数契約調査分)

- 募集人から非違行為に係る顛末等を書面により順次徴取
 - 8月26日現在で特定事案876人(募集人資格処分者全体の34.2%)、多数契約調査64人(募集人資格処分者全体の81.0%)より徴取中
- 内容精査後、処分を実施 (8月26日時点)

対象者	処分量定	今回実施分		累計実施数	
		多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)
募集人 【今回】 特定事案400人 多数契約 13人 【累計】 特定事案582人 多数契約 21人	懲戒解雇	7人	7人	15人	15人
	停 職	6人	5人	8人	5人
	減 給	142人	1人	182人	1人
	戒 告	253人	-	393人	-
	訓 戒	2人	-	2人	-
	注 意	3人	-	3人	-
合 計		413人	13人	603人	21人

順次、処分量定を決定し執行

■ 募集人の当時の管理者 (郵便局長・郵便局部長) の処分状況

- 管理者として「個別具体的な過怠」、「特定事案、多数契約の発生による実態把握不十分」が認められた者に対して処分を実施 (8月26日時点)

対象者	処分量定	今回実施分		累計実施数	
		多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)	多数契約分(再掲)
管理者	停 職	1人	-	1人	-
	戒 告	40人	-	42人	2人
	訓 戒	175人	5人	180人	10人
	注 意	13人	-	13人	-
合 計		229人	5人	236人	12人

(参考) その他の人事処分 (本社・支社・エリア本部等の責任者)

- 第1弾(7月実施)として、かんぽ生命・日本郵便の本社・支社・エリア本部等社員(378人)に対する処分を実施済 【処分実施総計：1,217人】